

特集

「伝統・文化」学習における普遍性と固有性



志村 喬

上越教育大学大学院学校教育研究科（社会系教育講座）准教授

●志村 喬（しむら たかし）

1961年上越市生まれ

1985年東京都立大学大学院修士課程（理学研究科地理学専攻）修了

新潟県立川西高等学校・新潟向陽高等学校・新潟西高等学校・新潟商業高等学校教諭（社会科）を経て、2002年より現職。専門：社会科・地理教育学

最近の主要著作：

2005年：『朝日ジュニアブック 日本の地理21世紀』朝日新聞社（監修・共著）

2006年：英国地理教育におけるグラフィカシー概念の書誌学的検討。地図、44-2pp.1-12

2007年：地理学習における事例地域概念に関する一考察～サンプル・スタディとケース・スタディの異同～、所収『地域と地理教育』（分担執筆）協同出版、pp.81-99

2008年：『地理教育カリキュラムの創造—小・中・高一貫カリキュラム』古今書院（分担執筆）

はじめに

本稿が公にされる時期には新しい小・中学校学習指導要領が告示されているであろうが、現段階（二月中旬）においては具体的内容は不確定である。そこで、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会から平成二〇年一月十八日に出された最終答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下「答申」）における「伝統・文化」の扱い、並びに先行事例を分析した後、社会科学教育の視座からこれからの学習指導について若干の考察を行い、与えられた課題に 대응できるようにしたい。

一 「答申」にみる「伝統・文化」学習の対象と方法

現場実践者にとって先ず気になるのは、想定されている「伝統・文化」とは何であり、どのような教科・領域に関わるのかといった点であろう。「答申」において、これに直接答えるのは、「教育内容に関する主な改善事項」であげられた七項目の内の「(三) 伝統や文化に関する教育の充実」(五十七頁)であり、教科・領域の側面から記述を抜き出すと次のようになる*。

・ 国語は、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものである。国語の一つ一つの言葉には、我々の先人の情感や感動が集積されてお

り、伝統的な文化を理解・継承し、新しい文化を創造・発展させるためには、国語は欠くことのできないものである。このような観点から、……(中略)……国語科では、小学校の低・中学年から、古典などの暗唱により言葉の美しさやリズムを体感させた上で、我が国において長く親しまれている和歌・物語・俳諧、漢詩・漢文などの古典や物語、詩、伝記、民話などの近代以降の作品に触れ、理解を深めることが重要である。

・ 我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度は、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、社会科、とりわけ歴史に関する学習の中ではよくまれるものであり、その充実を図ることが望まれる。

・ 音楽、美術、工芸、書道など、芸術文化に親しみ、自ら表現、創作したり、鑑賞したりすることが、伝統や文化の継承・発展に重要であることは言うまでもない。特に、伝統的な文化にかかわっては、音楽科や図画工作科、美術科では、唱歌や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器、我が国の美術文化などについての指導を充実し、これらの継承と創造への関心を高めることが重要である。

・ 技術・家庭科においては、衣食住にわたって伝統的な生活文化に親しみ、その継承と発展を図る観点から、その学習活動の充実が求められる。

・ 保健体育科では、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重

本記述から読み取れる「伝統・文化」の内容を教科別にまとめると次のようになる。

- ・国語科…国語（古典）物語・詩・伝記・民話等）
- ・社会科…先人の働き・伝統的な行事・芸能・文化遺産
- ・音楽科・図画工作科…唱歌・民謡・郷土に伝わる歌・和楽器・美術文化
- ・技術・家庭科…伝統的な生活文化
- ・保健体育…武道

これらは学習対象としての「伝統・文化」の内容であり、それぞれの教科においてより具体化されるべきものである

一方、「答申」からは対象としての内容のみならず、教授学習方法も読み取ることができる。例えば、国語科では「……暗唱により言葉の美しさやリズムを体感させた上で……」、社会科では「伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど……」、音楽科・図画工作科では「……親しみ、自ら表現創作したり、鑑賞したりする……」との記述がみられる。これらは、「伝統・文化」が、あくまでも児童・生徒を主体とした体験・経験的な学習として組織されるべきことを示している。同時に、美しさ、親しみをはじめとした文言からは、学習において感動をはじめとした情意的要素の役割も重視されているといえる。

したがって、授業づくりにおいては、活動としての「体験・経験」、それに伴う情意としての「感動」がキーワードになる。

二 先行事例にみる学習対象と方法

「伝統・文化」に関する学習については、「答申」に先行し東京都や兵庫県で推進事業が進められてきた。両事業は、高等学校の学校設定科目として「伝統・文化」に関する科目を設けるものであり、指導参考書も刊行されている。

東京都教育委員会の場合、平成十七年度に「日本の伝統・文化理解教育促進事業」を重点事業とし、十八年には年間指導計画・指導事例等を掲載した「東京都立学校 学校設定教科・科目『日本の伝統・文化』カリキュラム」を刊行している。

同書は、「日本の伝統・文化」における指導内容として「日本人の心に関すること」「衣食住に関すること」「芸術や芸能に関すること」「保存や修復など『伝承』に関すること」の四領域を設定している。さらに、高等学校二単位（七十時間）の科目として「日本の伝統・文化概論」「和の心」「未来に伝える日本の伝統・文化」「江戸から東京、そして現代日本の文化」「情報・メディアと日本の伝統・文化」「和の響き」の六つを例示するとともに、二十七単元の指導案も添えている。

表一・表二は、二つの例示科目の年間指導計画をまとめたものである。表一「日本の伝統文化概論」は、日本の伝統・文化を一般的・総体的にとらえた指導計画である。他方、表二「江戸から東京、そして現代日本の文化」は、我が町・郷土・地域性・江戸から東京・現代日本といった文言がみられることから、より東京に焦点を絞るとともに時間軸を重視した指導計画であるといえる。

表1：科目「日本の伝統・文化概論」（2単位）年間指導計画の概要

| 単元番号 | 単元名 | 時数 |
|------|--------------------------------|----|
| ① | オリエンテーション | |
| ② | 私たちにとっての伝統・文化「鳥獣戯画、北斎漫画からアニメへ」 | |
| ③ | 身近な伝統文化の探求「江戸・東京を歩く」 | |
| ④ | 食の文化「箸と椀」 | |
| ⑤ | 東京の役割「モダン都市東京の生活文化」 | |
| ⑥ | 文化の交流会「ジャパンパーティの企画演出」 | |
| ⑦ | 伝統・文化の心「王朝継ぎ紙とひらがなと和綴じ製本」 | |
| ⑧ | 日本の文化の比較「江戸と上方」「文楽と歌舞伎」等 | |
| ⑨ | 日本の伝統・文化遊び「日本の遊び」 | |
| ⑩ | 演習ガイダンス | |
| ⑪ | 日本の住居「日本の住まい」 | |
| ⑫ | 学習発表会 | |
| ⑬ | 講評・交流会 | |

東京都教育委員会(平成18年)より作成

表2：科目「江戸から東京、そして現代日本の文化」（2単位）年間指導計画の概要

| 単元番号 | 単元名 | 時数 |
|------|-------------------------------|----|
| ① | オリエンテーション | |
| ② | 江戸の文化「生活に生き続ける江戸の文化」 | |
| ③ | 江戸の祭り「祭りの魅力」 | |
| ④ | 東京を知る「江戸・東京を歩く」 | |
| ⑤ | 我が町が誇る文化 | |
| ⑥ | わたしにとっての郷土 | |
| ⑦ | 江戸と京の文化の違い | |
| ⑧ | わたしの住みたい日本の町 | |
| ⑨ | 「日本の遊び」にみる地域性「日本の遊び」 | |
| ⑩ | 私が生まれた頃の東京 | |
| ⑪ | 世界に広がる日本の文化「現代の芸術にみる日本の伝統・文化」 | |
| ⑫ | 世界に評価される日本の伝統・文化 | |
| ⑬ | 発表・交流会「和からジャパンブランドの創出」 | |

東京都教育委員会(平成18年)より作成

このように、両科目の基底にある指導計画作成原理には違がある。しかし、表一にも、単元③「江戸・東京を歩く」・⑤「モダン都市東京の生活文化」・⑧「江戸と上方」がみられ、江戸・東京という場所を切り口に、日本の伝統・文化を学習する方法は採用されている。換言すれば、一般的・総合的に「日本の伝統・文化」を学習するにしても、「地域の伝統・文化」を指導内容に取り込み活用することが授業づくりで有益であると認識しているのである。

兵庫県教育委員会が平成十八年度に作成した学校設定科目「日本の文化」用教材集も、四つの内容領域から構成されている。衣食住・年中行事・遊び等からなる「生活文化」、能・

茶道・芸術・武道等からなる「伝統文化」、マンガ・アニメ・映画といった日本の現代文化を世界と関連させた「Japan Now」、そして「地域文化」の四つである。「地域文化」は、地域の伝統産業・地場産業、地域の城郭・寺社建築（白鷺城など）であり、ここでも「伝統・文化」学習において、地域教材を活用する意義が認められている。

これら先行事例からは、「地域の伝統・文化」を、授業づくりのキーワードとしてあげることができる。

三 「伝統・文化」学習の目的と一般性

ところで、「伝統・文化」学習を学習する目的は何であろうか。伝統や文化に関する教育の充実の上位法的根拠は、平成十八年に改訂された教育基本法第二条（教育の目的）第五号において「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられたことに求められる。この目的を受け、「答申」では、伝統や文化に関する教育の充実の必要性について、次のように示している（五十七頁）。

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、

「これらに立脚する人々と共存することができぬ」*。

ここで注意したいのは、充実の必要性を示した後段の文である。同文は、伝統や文化についての「理解」と、尊重する「態度」が児童・生徒にあつてこそ、グローバル化社会の中で人々と共存できると謳っている。この論理は、現行学習指導要領を継承するとする「答申」理念において、現代をグローバル化を特質とする「知識基盤社会」と認識し、そのような社会でさまざまな人々と共存することを重視していることを反映したものである。これは同時に、教育基本法における目的、他国の尊重・国際社会の平和と発展に寄与する態度と呼応している。

では、自国や郷土の伝統や文化を通して、上記の論理で求められている目的を達成するためにどのように授業を構想すれば良いであろうか。ここで、考えたいのは「自国や郷土」の伝統・文化が認識される仕組である。「自国や郷土」の伝統・文化といった概念には、普遍的な伝統・文化（存在するとすればであるが）、もしくは「他国や他地域」の伝統・文化との相違の存在とその峻別が前提になつている。そして、峻別のためには国家間あるいは地域間の比較が必要である。ここからは、「比較」という学習方法が、授業に組み込まなければならないことが理解される。また、このような比較は、グローバル社会に気付かせることでもある。

以上からすると、「答申」をはじめとした資料から導出されたキーワード「体験・経験」「感動」「地域の伝統・文化」「比較」に基づくことが、「伝統・文化」に関する授業創造の一般原理となる。

四 社会科における「伝統・文化」学習の固有性

当然ながら、各教科には固有の学習目標・内容・方法があり、前述の一般論は、固有の論理に則り具現化されるし、そうなきればなければならない。以下では、社会科の視座と論理から、「伝統・文化」学習を展望する。

社会科教育界でも、「伝統・文化」をどのように学習に取り入れるのか、取り入れるべきなのかの議論が最近では活発である。二〇〇七年度日本社会科教育学会全国研究大会では課題研究の一つとして「社会科で『伝統と文化』をどう扱うか」が設けられ、同年の全国社会科教育学会でも「伝統・文化」学習に関する発表がみられた*。

これら発表を受けて展開した議論の焦点は、「伝統・文化」の社会的構築性をどのように授業で扱うのかであった。すなわち、「伝統・文化」は、所与で絶対的に存在するものではなく、過去の人間社会の中で往々にして目的実現のために創られてきたもの（社会的構築物）であること、したがってその構築性を含めて学習対象とすべきであるとの論理である。

例えば、格子編模様タータンを付けた男性用巻きスカートであるキルトは、英国北部スコットランドの伝統衣装として現在世界的に認知されている。しかし、キルトの歴史を振り返ってみると、スコットランド北部の高地人の伝統衣装（これも源流はアイルランド）を元にはしているものの、十八世紀産業革命期にスコットランドへ進出したイギリス人工場経営者が労働効

率化のために発明した衣装である。タータン縞も、同時期に組織されイギリス帝国主義戦争の最前線へ派遣された高地地方連隊軍の所属記号としての模様が、織維製造業者の販売戦略、並びにロンドンを中心としたロマン主義思想運動を背景に一般化した一面をもつ。すなわち、スコットランドの伝統衣装であるタータンキルトは、スコットランドが経済的にも政治的にもイングランド化されるなかで形成されたのであり、決して古来から不変なものではなく、その時々々の社会により構築された「伝統文化」なのである。歴史・文化人類学ではこれを「創られた伝統」と呼ぶが、同様な現象は日本の「伝統・文化」にも見出せるとされる*四。

社会科は、一貫して社会認識と公民的資質の育成を教科目標としてきたし、今後も堅持されるであろう。この目標を受けるならば、「伝統・文化」を社会のしくみと関連付けて理解し、価値を判断して継承・発展させることになる。換言すれば、「伝統・文化」をそのまま継承・発展させるのではなく、確かな社会認識と公民としての価値観にもとづいた「よさ」の判断を経て、継承・発展する学習でなければならぬ。これは、社会科が、社会「認識」を基底にした教科であることから、「体験・経験」「感動」に加え、「認識」と「社会的価値」を学習原理としていることを示しているのであり、教科としての固有性の現出である。そして、これは社会科に限らない。「伝統・文化」学習は、各教科・領域の固有性をもふまえて、それぞれ創造的に実践されることになる。

五 おわりに

本稿は最初に、『伝統・文化』に関する学習を構想する一般則として「体験・経験」「感動」「地域の伝統・文化」「比較」を提起した。続いて、社会科授業づくりにおける固有の概念として「社会的構築性」を紹介した。このうち「地域の伝統・文化」は、基軸となる学習内容であり、これに各教科・領域の固有性は勿論、学校・教師固有の視点を加えることにより、グローバル化社会の中にある日本と世界の多様性を前提とした「伝統・文化」の創造的授業が展開することになる。

〔注 文献〕

- *一 「総合的な学習の時間」(一三三頁)においても「伝統・文化」学習は言及されており、同時間の柱の一つとなる。
- *二 続いて「また、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要である。」とも記されている。
- *三 日本社会科教育学会における課題発表は、「地域の発展に尽くした人々の功績を探る」(新川と西川の立体交差を素材として)。(丸山徳)、「社会科で「伝統と文化」をどう取り扱うかー中学校社会科歴史的分野の場合」(藤瀬泰司)、「社会科において、立憲主義の伝統文化をどう扱うかー立憲主義にもとづく、開かれた憲法学習」(中原朋生)、「社会科教育のフロンティアライン」2 「社会科で「伝統と文化」をどう扱うか」(戸田克己)であった。また、全国社会科教育学会での例は、「伝統」構築のメカニズムを対象化させる歴史教育ー「近代天皇制の授業開発」を事例に(石川照子)である。
- *四 スコットランドの事例はボブスボウム、レンジャー編者(一九九二)「創られた伝統」紀伊國屋書店による。同様な視座は日本美術を論じた辻成史編者(二〇〇三)「伝統」その創出と転生」にもみられる。